

税の申告は忘れずに

2月16日(月)～3月16日(月)土日除く
9時30分～11時、13時～15時

町民税申告相談

▼期間および場所

2月16日(月)～2月27日(金)

須恵町役場1階 保健センター

3月2日(月)～3月16日(月)

須恵町役場3階 大会議室

●対象者 須恵町に住所を有する人
(平成27年1月1日現在)

※ただし、次に該当する人を除きます。
・平成26年中の所得が給与のみで、「給与支払い報告書」を勤務先から須恵町に提出した人
・平成26年分の所得税の確定申告を提出する人
・無職・学生の人はその旨を記入してください。

●所得証明・非課税証明が必要な人は必ず申告してください。
●申告書用紙が送付されていない人で申告義務がある人は、受付会場に用意していますのでご来場ください。

所得税申告相談

年金・給与合算などの簡易申告をする人

▼期間および場所

2月16日(月)～2月27日(金)

須恵町役場1階 保健センター
3月2日(月)～3月16日(月)

須恵町役場3階 大会議室

営業・不動産等収支内訳書を添付して申告をする人(税務署職員および税理士受付)

▼期間および場所

2月19日(木)～2月20日(金)

宇美町役場

2月23日(月)～2月24日(火)

須恵町役場1階 保健センター

2月25日(水)～2月26日(木)

志免町役場

※右記の日程以外は、役場では受け付けることができません。香椎税務署で申告してください。

譲渡・贈与などの申告をする人

▼場所 香椎税務署

申告に必要なもの

- 印鑑(認印可、インキ浸透印は不可)
- 通帳か口座番号がわかるもの(還付申告をする人は、振込先の銀行支店名、口座番号が必要)
- 収入の証明書(コピー不可)
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金などの源泉徴収票

- ・退職所得の源泉徴収票
- 国民健康保険料(税)・後期高齢者保険料・国民年金の保険料などの領収書・控除証明書・納付済確認書
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 寄付金控除を受ける人は、寄付金の領収書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書および明細書(金額の集計をお願いします)

※大変混雑した場合、受付の制限をすることがありますのでご了承ください。
※自分で申告できる人は、申告書を直接税務署へ郵送して、申告することができます。

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を作成することができます。

香椎税務署 確定申告相談会場

▼期間 2月9日(月)～3月16日(月) 土日を除く

※ただし、2月22日(日)・3月1日(日)に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

▼受付時間 9時～11時、13時～16時
※期間中は、公共交通機関をご利用ください

問合せ先

香椎税務署 ☎661・1031

税務課

☎932・1495(ダイヤルイン)
☎932・1151(内線132)

須恵町商工会 無料税務相談

町内の小規模商工業者で、申告についてお困りの人は、商工会の税務相談所をぜひご利用ください。
会員以外の人や、消費税の新規課税事業者の人の申告相談も、受け付けますのでご利用ください。

▼期間

2月12日(木) 13時～16時
2月17日(火) 10時～12時
13時～16時

3月10日(火)～3月12日(木)
10時～12時 13時～16時

▼場所 須恵町カルチャーセンター内 須恵町商工税務相談所

▼問合せ先 須恵町商工会
☎932・6700

訂正とお詫び

広報1月号で、次の箇所に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。
●10ページ「所得税確定申告と町民税申告の相談窓口を開設します」中、還付申告センター(シーメイト志免)の日程

誤 2月4日(水)～2月5日(木)
正 2月5日(木)～2月6日(金)

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当とは

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

▼支給対象者

須恵町に住所があって、中学校修了前(15歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育している人

※公務員の人は、勤務先で手続きを行い、勤務先から児童手当が支給になります。民間企業へ派遣された公務員や、独立行政法人・国立大学法人にお勤めの場合など、勤務先から支給されない人は子ども教育課へ申請してください。

▼手当を受ける手続き

手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、子ども教育課窓口にて請求の手続きをしてください。

▼申請に必要なもの

- ・印鑑(認印でも可)
- ・請求者名義の通帳

・請求者の保険証(社会保険の人のみ)

※その他必要な書類がある場合があります。

※出生日や転入日(異動日)の翌日から15日以内の申請が必要です。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼支給額(1人につき)

- ・3歳未満 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前 1万円(第3子以降1万5千円)
- ・中学生 1万円
- ・特例給付(所得制限を超えた場合) 5千円

▼支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

手当を受けている人は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますので注意してください。

JR特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている人およびその世帯員が、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子ども教育課で発行する特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を提示することにより、3割引で購入できます。

※学生の場合、距離によって異なりますが、学生割引の方がお得です。

▼対象者

児童扶養手当受給者およびその世帯員

▼申請に必要なもの

- ・児童扶養手当の証書(福岡県から発行された証書)
- ・特定者資格証明書交付申請書(※1)
- ・特定者用定期乗車券購入証明書申請書(※1)
- ・証明写真(縦4センチメートル×横3センチメートルで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)(※2)
- ・印鑑(認印でも可)
- ※1 申請書は、子ども教育課にあります。
- ※2 証明写真は、この制度を利用される人の写真が必要です。

児童扶養手当受給者へ

▼申請後 特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を発行いたします。発行までに時間がかかりますので、ご了承ください。

▼定期券の購入 子ども教育課が発行した特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を、JRの駅窓口にて「通勤定期購入申込書」とともに提出し、定期券を購入します。

▼有効期限

- ・特定者資格証明書：1年間
- ・特定者用定期乗車券購入証明書：6か月間

※継続する場合は、子ども教育課で手続きが必要です。

▼問合せ先

- ・JR乗車券の金額および定期券については、JRの駅窓口へ
- ・児童手当、特定者資格証明書、特定者用定期乗車券購入証明書については、子ども教育課へ
- ☎932・1459(ダイヤルイン)
- ☎932・1151
- (内線273)